

上尾市健康プラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 1 0 号

上尾市健康プラザ管理規則の一部を改正する規則

上尾市健康プラザ管理規則（平成 1 3 年上尾市規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（利用料金の減免の承認）」に改め、同条第 1 項中「利用料金の減免」を「市長の承認」に、「定めるところによる」を「定めるところによりこれを行うものとする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 心身障害者（児）団体が主催する行事を行うために利用する場合 2 分の 1 に相当する額の減額の承認
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合 2 分の 1 に相当する額の減額又は免除の承認

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の上尾市健康プラザ管理規則第 5 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に上尾市健康プラザ条例（平成 1 3 年上尾市条例第 3 4 号）第 3 条第 1 号に規定する施設等を利用する場合の利用料金の減額又は免除について適用し、同日前に同号に規定する施設等を利用する場合の利用料金の減額又は免除については、なお従前の例による。